

第274回 香川県内水面漁場管理委員会次第

日 時 令和6年5月14日(火)
14時00分～15時00分

場 所 高松市番町四丁目1番10号
香川県庁本館12階大会議室

1 開 会

2 挨拶

3 議事録署名人の指名

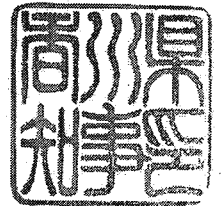
4 議 題

- 1) 第五種共同漁業権遊漁規則について(諮問)
- 2) 内水面の採捕許可について(協議)
- 3) 令和6年漁期うなぎ稚魚漁業 採捕結果について(報告)
- 4) 令和6年度しらすうなぎ養殖実態調査について(協議)
- 5) その他

6 水産第 36054 号
令和 6 年 5 月 8 日

香川県内水面漁場管理委員会
会長 一見和彦様

香川県知事 池田豊人



第五種共同漁業権遊漁規則について（諮問）

第五種共同漁業権（財田川）の遊漁規則について、別紙のとおり認可申請があったので、漁業法（昭和 24 年法律第 267 号）第 170 条第 4 項の規定により、貴委員会の意見を求めます。

第五種共同漁業権遊漁規則認可申請書

令和6年2月26日

香川県知事 池田 豊人 殿

住 所 三豊市高瀬町比地140番地

組 合 名 三豊淡水漁業協同組合

代表理事組合長 岡田 幸憲

令和5年12月26日内水面漁場公示第1号によって公示された次表の共同漁業権について、別添のとおり三豊淡水漁業協同組合第五種共同漁業権遊漁規則を制定したいので、関係書類を添えて認可を申請します。

免許番号	漁業の名称	免許番号	漁業の名称
内共第1号	あゆ漁業 ふな漁業	共第 号	
内共第 号		共第 号	
内共第 号		共第 号	
内共第 号		共第 号	
内共第 号		共第 号	

関係書類

1. 漁業権遊漁規則
2. 総会議事録抄本
3. 新旧条文対照表

(※ 認可申請書を含め各2部提出のこと)

三豊淡水漁業協同組合内共第1号第五種共同漁業権遊漁規則

(目的)

第1条 この規則は、三豊淡水漁業協同組合(以下「組合」という。)の有する内共第1号第五種共同漁業にかかる漁場(以下単に「漁場」という。)区域において、組合員以外の者のする当該漁業権の対象となっている水産動物(あゆ及びふなをいう。以下同じ。)の採捕(以下「遊漁」という。)についての制限に関して必要な事項を定めるものとする。

(遊漁の承認及び遊漁料の納付義務)

第2条 漁場区域内において遊漁をしようとする者は、あらかじめ口頭で組合に申し出て、その承認を受けなければならない。

2 組合は、当該遊漁の承認により当該水産動物の繁殖保護又は組合員若しくは他の遊漁者(第1項の承認を受けた者をいう。以下同じ。)の行う水産動物の採捕に著しい支障があると認められる場合又は第11条に規定する場合を除き、第1項の承認をするものとする。

3 遊漁者は、直ちに第7条第1項の遊漁料を同条第2項の方法により組合に納付しなければならない。

(漁具・漁法の制限)

第3条 次の表の左欄に掲げる漁具又は漁法による遊漁は、それぞれ右欄に掲げる規模の範囲内でなければならない。

漁具・漁法	規模
手釣り・竿釣り	1人2本以内
たも網	網口直径30センチメートル以下
すくい網	網口直径50センチメートル以下
投網	網目合15節以下(1辺が1.1センチメートル以上)

(遊漁期間)

第4条 次の表の左欄に掲げる魚種を対象とする遊漁は、それぞれ右欄に掲げる期間内でなければならない。

魚種	期間
あゆ	6月1日から9月30日まで
ふな	1月1日から12月31日まで(ただし、投網によるふなを対象とする遊漁は6月1日から翌年3月31日まで)

(禁止区域)

第5条 前条の規定による期間内であっても、次の表のア欄に掲げる魚種は、イ欄の区域内に

においてウ欄の期間中は、遊漁をしてはならない。

ア 魚種	イ 区域	ウ 期間
あゆ	財田川三架橋から上流の鹿隈橋までの区域	9月1日から9月30日まで

(全長制限)

第6条 次の表の左欄に掲げる魚種は、それぞれ右欄に掲げる全長以下のものを採捕してはならない。

魚種	全長
あゆ	7センチメートル
ふな	3センチメートル

(遊漁料の額及び納付方法)

第7条 遊漁料の額は次のとおりとする。ただし、遊漁者が小学生以下又は70歳以上のときは無料とし、中学生又は肢体不自由者のときは1500円とする。

魚種	漁具・漁法	遊漁料
あゆ、ふな	手釣り、竿釣り、たも網、すくい網、投網	1年間4000円

2 遊漁料は、次に掲げる場所又は組合が指定するオンラインシステムにおいて納付しなければならない。ただし、当該遊漁をする場所において漁場監視員に納付することができる。

(1) 三豊淡水漁業協同組合事務所（三豊市高瀬町比地140番地）

(2) かなもり（三豊市財田町財田上1904番地）

(遊漁承認証に関する事項)

第8条 組合は、第2条第1項の承認をしたときは、別記第1号様式による遊漁承認証を遊漁者に交付するものとする。

2 遊漁承認証の交付は、前条第2項に規定する場所又は漁場監視員において行うものとする。

3 遊漁承認証は、他人に貸与してはならない。

(遊漁に際し守るべき事項)

第9条 遊漁者は、遊漁をする場合には遊漁承認証を携帯し、漁場監視員から要求があったときは、これを提示しなければならない。

2 遊漁者は、遊漁に際しては、漁場監視員の指示に従わなければならない。

3 遊漁者は、遊漁に際しては、相互に適当な距離を保ち、漁業者及び他の者の迷惑となる行為をしてはならない。

(漁場監視員)

第10条 漁場監視員は、遊漁者に対し、この規則の遵守に関して必要な指示を行うことができる。

2 漁場監視員は、別記第2号様式による漁場監視員証を携帯し、かつ、漁場監視員であることを表示する腕章をつけるものとする。

(違反者に対する措置)

第11条 組合は、遊漁者がこの規則に違反したときは、直ちにその者に遊漁の中止を命じ、以後のその者の遊漁を拒絶することができる。この場合、遊漁者が既に納付した遊漁料の払い戻しは、行わないものとする。

(表)

財田川漁場第		号
遊漁承認証		
遊 漁 者	住所 氏名	(年齢) 歳
<p>漁具又は漁法: 手釣り、竿釣り、たも網、すくい網、投網 採捕する魚種: あゆ、ふな 承認期間: 年4月1日から 年3月31日まで ただし、あゆ漁は6月1日から9月30日まで 遊漁料: 一般 ¥4,000 中学生等 ¥1,500 遊漁区域: あゆについては、9月1日から9月30日まで財田川三架橋から上流の鹿隈橋までの区域は遊漁してはならない。 発行者兼 取扱責任者 三豊淡水漁業協同組合 代表理事組合長 印</p>		

(裏)

<h3 style="margin: 0;">注 意 事 項</h3> <ol style="list-style-type: none"> 1 遊漁の際は、必ずこの承認証を携帯しなければなりません。 2 この承認証は、他人に譲渡し、又は貸与してはなりません。 3 この承認証は、漁場監視員から要求があったときは提示しなければなりません。 4 遊漁をするときは、お互いに適当な距離を保って他の者の迷惑とならないよう注意してください。 5 法令及び香川県漁業調整規則を守ってください。 6 遊漁規則に違反したときは、遊漁の中止を命じ、又は以後の遊漁を拒絶することがあります。
--

漁場監視員証

下記の者は、当組合の漁場監視員であることを証明する。

住 所

氏 名

生年月日 年 月 日

有効期間 自 年 月 日

至 年 月 日

発行者兼 三豊淡水漁業協同組合

責任者 代表理事組合長

印